

松山市墓地等の経営の許可等に関する条例（案）の概要（別紙）

【注意事項】

下記の下線箇所は、令和4年3月松山市議会第2回定例会に議案として提出した条例案から見直した主な内容です。

【条例の主な内容】

条例の目的を定めます

- ・墓地等の経営の許可等に係る基準や手続、その他必要な事項を定める趣旨に加えて、墓地等と周辺環境との調和を図ることなどの目的を規定します。

墓地等を経営しようとする者の条件を定めます

- ・墓地等の経営は持続性及び非営利性が求められているため、経営者は地方公共団体又は宗教法人とします。
- ・宗教法人が経営する場合は、主たる事務所を市内に3年以上有する者に限定します。

墓地等の経営許可を受ける際の設置場所や構造設備の基準を定めます

- ・墓地等の経営許可の基準の項目、内容及び理由は、以下のとおりです。具体的な基準は、墓地、納骨堂又は火葬場ごとに規定します。
- ・住宅等からの墓地と火葬場それぞれの距離規定は、現在の愛媛県や県内他市の状況等を考慮し、墓地は200メートル以上、火葬場は400メートル以上とします。
- ・宗教法人が経営する納骨堂の設置場所は、近年の社会状況等を考慮し、本市の方針として、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条に規定する境内地又は墓地の区域に限定します。

<設置場所の基準>

項目	内 容
墓地	(1) 自己所有地（所有権以外の権利が存しないものに限る。）であること。 (2) 住宅、学校、保育所、病院その他公共施設及び河川から <u>200メートル以上</u> 離れた場所であること。 (3) 飲用水を汚染するおそれのない場所であること。 (4) 焼骨のみを埋蔵する墓地は、(2)及び(3)の規定は適用しない。
納骨堂	(1) 自己所有地（所有権以外の権利が存しないものに限る。）であること。 <u>(2) 宗教法人が経営する納骨堂は、宗教法人法第3条に規定する境内地又は墓地の区域内であること。</u>
火葬場	(1) 自己所有地（所有権以外の権利が存しないものに限る。）であること。 (2) 住宅、学校、保育所、病院その他公共施設及び河川から <u>400メートル以上</u> 離れた場所であること。 (3) 飲用水を汚染するおそれのない場所であること。

<構造設備の基準>

項目	内 容	理由
墓地	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接地との境界に内部が見通せない高さの障壁や生垣等を設置すること。 ・管理事務所、駐車場、給排水設備、便所及びごみ箱を設置すること。 ・通路の有効幅員を90センチメートル以上とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺的生活環境との調和のため ・利用者の利便性の確保のため
納骨堂	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に障壁や生垣等を設置すること。 ・耐火構造であること。 ・出入口は施錠できる構造であること。 ・管理事務所、駐車場、給排水設備、便所及びごみ箱を設置すること。 	
火葬場	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接地との境界に内部が見通せない高さの障壁や生垣等を設置すること。 ・管理事務所、待合所、駐車場、給排水設備及び便所等を設置すること。 	

墓地等の経営許可に関して事前協議の手続を定めます

- ・墓地等の経営の許可を受けようとする者（以下「協議者」といいます。）に、墓地等の設置に関する計画について、あらかじめ墓地等設置事前協議書を提出させ、事前に市と協議することを規定します。
- ・市は、協議があった場合に必要な助言及び指導を行うことを規定します。

標識の設置、説明会及び協議等、協議者の義務を定めます

- ・許可の申請前に標識を設置し、墓地等の計画の概要を周知しなければならないことを規定します。
- ・墓地及び納骨堂は 200メートル未満、火葬場は 400メートル未満 に建築物を所有又は管理している方（以下「近隣住民等」といいます。）に対し、説明会等で墓地等の計画の概要を説明しなければならないことを規定します。
- ・近年の社会状況等を考慮し、説明会の開催だけでなく、戸別訪問やポスティングによる説明も認めます。ただし、近隣住民等から説明会の開催を求められたときは、開催を義務付けるよう規定します。
- ・墓地等の計画について近隣住民等から協議の申出があった場合には、誠実に応じるよう努めなければならないことを規定します。

墓地等の経営許可の申請手続を定めます

- ・経営の許可を受けようとする者に対して、資金計画書、経営計画の収支見込書、直近3年間の財務状況が確認できる書類等の添付及び申請に関する手続などを規定します。

墓地等の変更許可及び廃止許可の申請手続を定めます

- ・それぞれの許可を受けようとする者に対して、必要書類及び申請に関する手続について規定します。

墓地等の経営者の責務を定めます

- ・墓地等の区域等の清潔を保持すること及び墓地等の安全措置に関することを規定します。
- ・墓石等が倒壊した場合又は倒壊するおそれがあるときは、安全措置を講じるよう規定します。
- ・市が実施する都市景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならないことを規定します。
- ・宗旨宗派を問わない事業型墓地等の経営は、宗教法人の公益事業です。宗教法人法で「宗教法人は、公益事業を行うことができる」と規定されているため、条例により禁止することはできません。
- ・一方、令和4年3月定例会に議案として提出した条例案には事業型墓地等に関する規定があり、市が事業型墓地等を推進しているように見えるとの意見もあるため、次の内容を削除します。
- ・**【削除】** 宗教法人が経営する宗旨・宗派を問わない墓地又は納骨堂（以下「事業型墓地又は事業型納骨堂」という。）の経営者は、当該事業型墓地又は事業型納骨堂の使用に係る契約の内容を、使用者にとって権利義務関係が明確なものであって、使用者の利益の保護を十分に図るものとし、かつ、規則で定める事項を含むものとしなければならない。
- ・**【削除】** 事業型墓地又は事業型納骨堂の経営者は、規則で定める書類の写しを、各事業年度終了の日から4月以内に市長に提出しなければならない。

- ・【削除】事業型墓地又は事業型納骨堂の経営者は、当該事業型墓地又は事業型納骨堂を可能な限り市民の使用に供するよう配慮するものとする。

遵守すべき事項に違反した場合等の市の権限を定めます

- ・立入調査、勧告、命令、公表及び許可の取消しができることを規定します。

条例の施行年月日を定めます

- ・条例を公布してから施行するまでに一定の期間（半年程度）を設けます。

条例施行に際し、経過措置を定めます

- ・条例の施行前に経営の許可を受けている墓地等と、条例の施行前に経営の許可の申請をする墓地等には、経営の許可に係る経営者、設置場所、構造設備の基準や手続について、この条例は適用しません。
- ・現在交付済みの事前協議済書に基づく申請は、この条例の施行の日より前に行う必要があります。